

○可児市広告掲載取扱要綱

平成18年12月 1 日

訓令甲第59号

(目的)

第1条 この訓令は、市の財産、リース契約により市が使用する物件等（以下「市の財産等」という。）を広告媒体として活用し、新たな自主財源の確保、歳出の削減及び市民サービスの向上を図るため、民間事業者等の広告の掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市のウェブサイト

イ 市の自主運行バス

ウ 市が発行する刊行物及び印刷物

エ その他市の財産等

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 主管課等 広告媒体の管理等を行う課、事務局等をいう。

(事業者の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 事業を行うにあたり、必要な届出をしていない、又は必要な許認可を受けていないもの

(2) 社会問題を起こしているもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(4) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの

(5) 可児市税（国民健康保険税を含む。）を滞納しているもの

(6) その他別に定める基準に該当するもの

(広告掲載の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(2) 政治又は宗教に関するもの

(3) 人権の侵害又は名誉毀損になるもの

(4) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

(5) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

(7) 個人又は法人の名刺広告であるもの

(8) その他別に定める基準に該当するもの

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、主管課等が別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、規格、広告掲載料等は、広告媒体ごとに主管課等が別に定めるものとする。

(広告主の責任)

第7条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

4 広告の手續にかかる経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消し、又は一時停止することができるものとする。

(1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。

(2) 広告の原稿が指定期日までに提出されなかったとき。

(3) 第3条及び第4条の規定に該当すると認めるとき。

(4) 広告媒体ごとに定める取消しの要件に該当するとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は一時停止したことにより生じた損害について、市長はその責めを負わない。

(広告掲載料の返還)

第9条 既納の広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかった場合においては、広告掲載料の一部又は全部を返還するものとする。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(審査委員会の設置)

第10条 広告掲載に関して必要な事項を審査するため、可児市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の組織)

第11条 審査委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 審査委員会の委員長は、市政企画部財政課長とし、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(審査委員会の会議等)

第12条 委員長は、新たな広告媒体に広告掲載を始める場合又は掲載する広告の内容その他広告事業全般について疑義が生じた場合において必要と認めるときに、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、主管課等の職員を審査委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるもの

とする。

5 委員長は、必要に応じ審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるものとする。

6 審査委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(審査委員会の庶務)

第13条 審査委員会の庶務は、市政企画部財政課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令甲第53号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令甲第34号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令甲第50号)

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年訓令甲第27号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令甲第51号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令甲第16号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令甲第45号)

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令甲第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令甲第1号)

この訓令は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令甲第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令甲第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令甲第9号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年訓令甲第4号) 抄

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年訓令甲第5号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

市政企画部財政課長

市政企画部広報情報課長

総務部総務課長
総務部管財検査課長
総務部収納課長
経済交流部商工振興課長
市民文化部地域協働課長
建設部都市計画課長